

# 告示

## 埼玉県告示第三百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

号 十六 事第 県知 埼玉	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称
	変更事項	
所在地 事務所 事務所 事務所 事務所	変更前	構造判定部 東京都中央区 日本橋三丁目 十三番十一号
	変更後	構造判定部 東京都中央区 日本橋三丁目 十二番二号
	変更年月日	令和五年四月一日